

「青森市高齢者等SOSネットワーク」について

資料3
高齢者支援課

1 目的

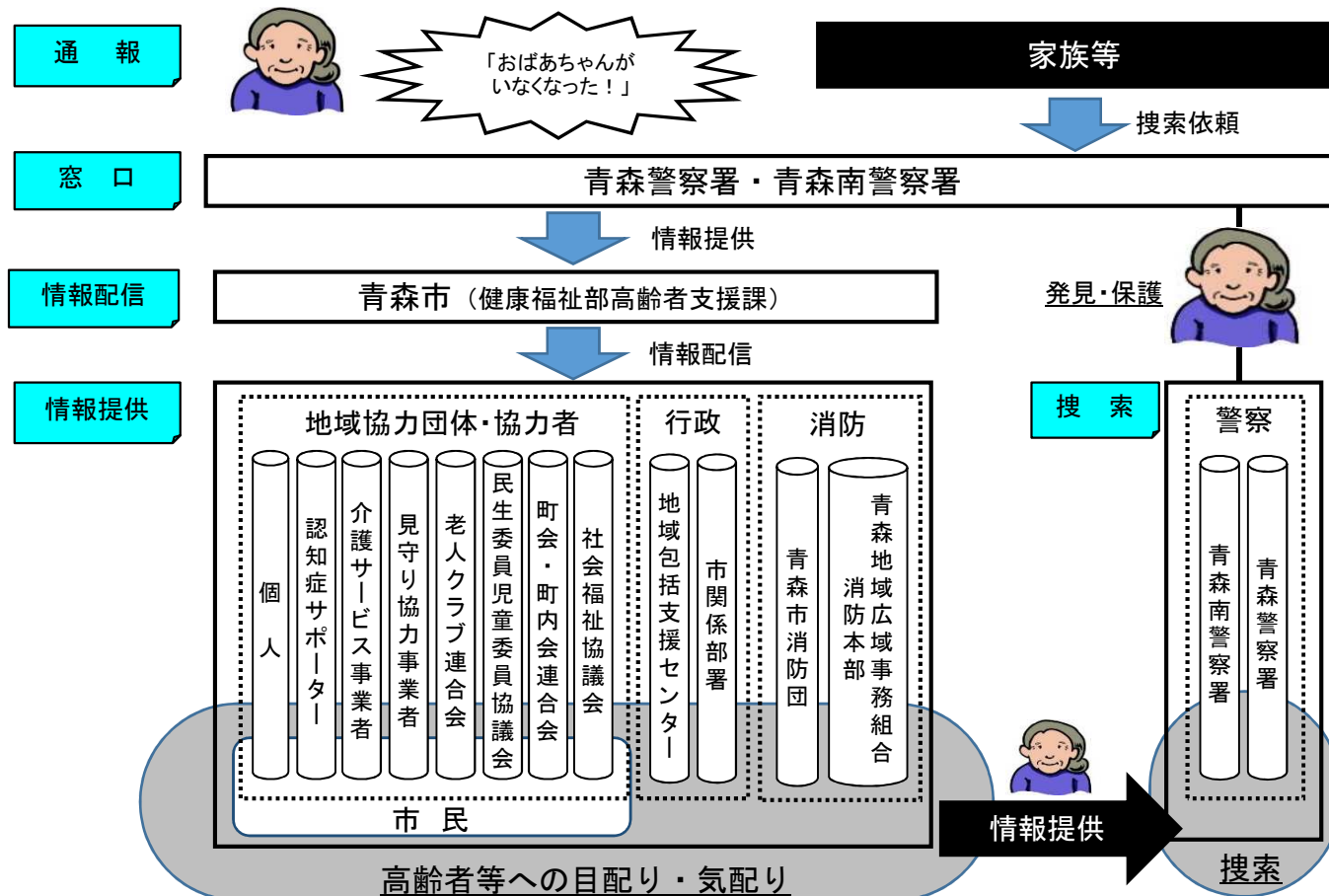
警察から提供された行方不明高齢者等の情報について、市が青森地域広域事務組合消防本部や地域の協力者へ情報配信を行い、行方不明高齢者等の情報提供を広く呼びかけ、早期発見・早期保護に結び付けることにより、高齢者等が安心して生活することができる地域社会づくりを推進する。

2 関係者の役割

- (1) 青森警察署及び青森南警察署
 - ◆届出のあった行方不明高齢者等の情報のうち必要と認められるものについて、家族の同意を得て市へ情報提供を行う。
- (2) 青森市
 - ◆警察から提供のあった情報について、青森地域広域事務組合消防本部及び地域協力団体・協力者へメール、FAX、メールマガジンにより情報配信を行う。
 - ◆市民等へのPRに努めながらネットワークの拡大に努める。
- (3) 青森地域広域事務組合消防本部
 - ◆管轄する各消防署へ情報配信を行い、消防業務において行方不明高齢者等を発見した場合には、速やかに警察へ通報する。
- (4) 地域協力団体・協力者
 - ◆行方不明高齢者等と思われる方の情報を警察に通報する。

3 実施体制

(1) 捜索依頼から発見・保護まで



(2) 発見・保護から捜索終了連絡まで

- ◆市が警察から発見・保護等の連絡を受けた場合は、上記と同様に情報配信を行う。

4 情報提供方法

- (1) 団体 メール・FAX・メールマガジンのいずれか
- (2) 個人 メールマガジン

5 情報配信内容

家族から同意を得られた情報とし、以下の項目を想定。
 ◆氏名 ◆住所(地区名) ◆性別
 ◆年齢 ◆行方不明日時
 ◆行方不明時の状況 ◆身長・体型
 ◆衣服 ◆その他の特徴

6 情報配信時間

午前9時00分～午後7時00分
 ※通信費は協力者負担

7 メールマガジン登録開始

平成27年5月27日(水)から
 ※メニュー名:
 「高齢者等SOSネット」

8 情報配信開始

平成27年6月1日(月)以降に警察から提供のあった行方不明高齢者等に関する情報を随時配信

9 ネットワークの周知

広報あおもりや市ホームページ等により周知に努める。(広報あおもり6/1号)

10 協定締結式

市、警察、消防と「青森市高齢者等SOSネットワーク」に係る協定を締結。

<概要>

- ①日 時 平成27年5月27日(水) 14時00分～14時30分
- ②場 所 青森市役所2階庁議室
- ③協定締結者 青森市、青森警察署、青森南警察署、青森地域広域事務組合消防本部
- ④協定名称 青森市高齢者等SOSネットワークに関する協力協定
- ⑤内 容 行方不明高齢者等の早期発見・早期保護に必要な情報収集体制等の強化のための協力体制について

<参考>情報配信例(メルマガ等)

■■■■高齢者等SOSネット■■■■
 行方不明者情報(No.)

行方不明者情報を配信します。
 お心当たりのある場合は110番または以下の連絡先に情報をお寄せください。

【連絡先】

- ・青森警察署(青森地区)
017-723-0110(代)
生活安全課(内線261,262)
- ・青森南警察署(浪岡地区)
0172-62-4021(代)
刑事生活安全課(内線261,262)

◆◆◆行方不明者の状況◆◆◆

【行方不明者】
 ○○ ○○(男性、△△歳)
 青森市□□

【行方不明日時】
 平成××年××月××日() 時頃

【行方不明時の状況】

【特徴】

- ・身長 cm
- ・体型
- ・上衣
- ・下衣
- ・頭髪
- ・履物
- ・その他の特徴

▲▲▲配信元▲▲▲
 青森市健康福祉部高齢者支援課
 017-734-5326